

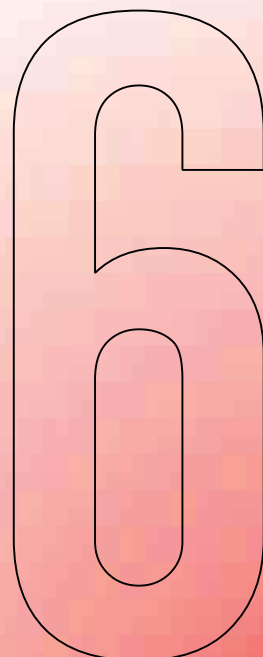
第6章

計画の実現に向けて

マスタープランの実現を図るためには、市民、事業者、行政など多様な主体が、まちづくりの課題や方向性を共有し、協働してまちづくりを推進するとともに、計画的な取組や定期的な進行管理と評価、社会経済情勢の変化に応じた適切な見直しが必要です。

本章では、マスタープランの実現に向けた方針について示します。

- 1 多様な主体の協働によるまちづくりの推進
- 2 マスタープランの進行管理と見直し



1 多様な主体の協働によるまちづくりの推進

(1) 市民協働によるまちづくりの推進

多様化するまちづくりの課題や市民ニーズに対して、きめ細やかなまちづくりを推進していくためには、行政のみがその役割を担うのではなく、地域の特性や課題等を十分把握した住民、地域組織、NPO、大学、事業者など様々な人々がまちづくりに参画することが重要となります。

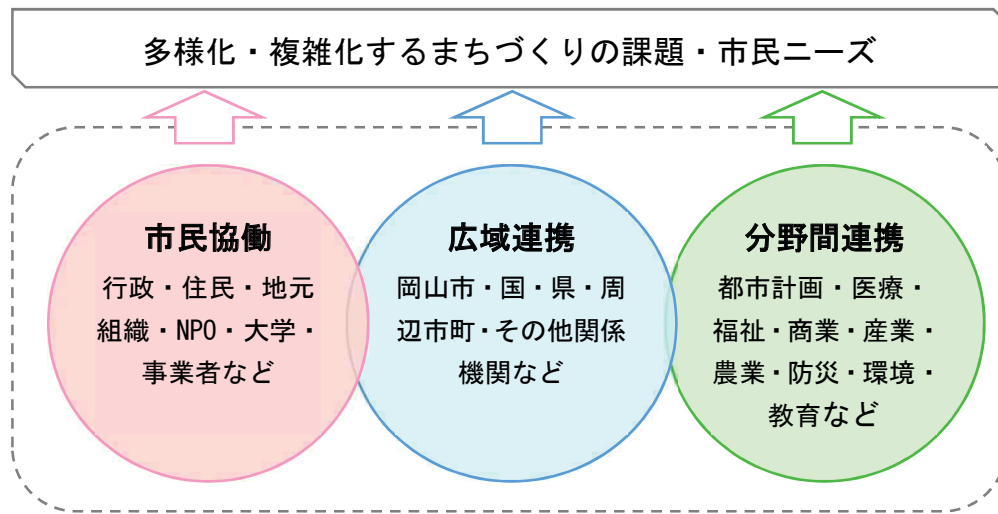
そのため、市民、事業者、行政などの各主体が、自助、共助、公助の考え方に基づいて、相互に連携して役割分担と責任を果たす、市民協働によるまちづくりを推進します。

(2) 広域・分野間連携による都市計画の推進

本市は政令指定都市として、岡山県南広域都市計画区域や岡山連携中枢都市圏等での広域的な役割が求められる一方で、市内では国・県と役割を分担し、道路や河川、公園等の管理を行っています。また、複雑化するまちづくりの課題に対応するためには、医療・福祉・商業・産業・農業・防災・環境・教育など様々な分野が連携した取組も必要となっています。

そのため、都市計画の推進にあたっては、国・県・周辺市町、その他関係する機関、分野と十分連携、協力して、総合的な取組を進めます。

■ まちづくり・都市計画の推進イメージ



(3) 分かりやすい都市計画の推進

市民や事業者、行政等が協働・連携してまちづくりを進めるためには、都市計画に関する十分な情報公開と共通認識、相互理解が前提となります。

そのため、インターネットや広報誌など様々な手段を用いて、マスタープランや都市計画制度の内容、本市のまちづくりの課題などについて、分かりやすい情報の発信に取り組むとともに、都市計画の決定手続きにおいては、公聴会の開催等を通じて、透明性・公平性の確保に努めます。

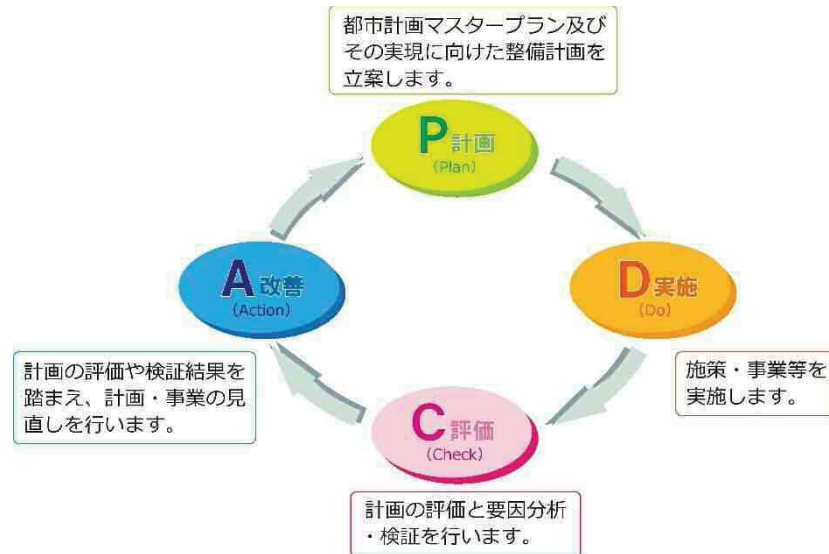
2 マスタープランの進行管理と見直し

(1) 計画的な進行管理

マスタープランは、長期的な視点に立った都市計画の基本的な方針であり、目指すべき都市像を実現していくためには、相当の長期間を要することから、一定の継続性、安定性が求められる一方で、社会情勢の大きな変化にも柔軟に対応していく必要があります。

そのため、計画の立案 (Plan)、各種施策・事業の実施 (Do)、評価・検証 (Check)、改善・見直し (Action) のマネジメントサイクルによる適正な進行管理を行います。

■ PDCA サイクルによる進行管理



(2) 時間軸を考慮した都市の誘導

これまでの都市計画は、区域区分・用途地域などの「土地利用規制」や道路・公園・下水道・土地区画整理事業などの「都市計画事業」を中心として、まちづくりを進めてきましたが、今後、人口が減少に転じ、新たな建築行為や公共事業の減少が見込まれることを踏まえれば、民間の活動や投資を誘導する視点が非常に重要となります。

そのため、マスタープランを実現化する実行戦略として「立地適正化計画」を策定するなど、計画的な時間軸の中で、都市機能や居住等の民間投資を適切に「誘導」していくことで、都市像の実現を図ります。

短期・中期的には、公共交通サービスの充実とあわせて、拠点や公共交通の利便性の高い地域へ居住や都市機能を誘導し、過度に自動車に頼らないライフスタイルへの転換を促すとともに、「まちなか」への民間投資を促進していきます。そして、人口の変化や宅地の需要と供給など都市の状況を定期的にモニタリングしながら、技術革新など社会情勢の変化を踏まえた適切な施策を展開します。

このような長期的な時間軸を考慮した都市の誘導により、都市構造を徐々に転換することで将来都市像の実現を図ります。

1 はじめに

2 現状と動向

3 都市づくりの課題

4 都市づくりの基本方針

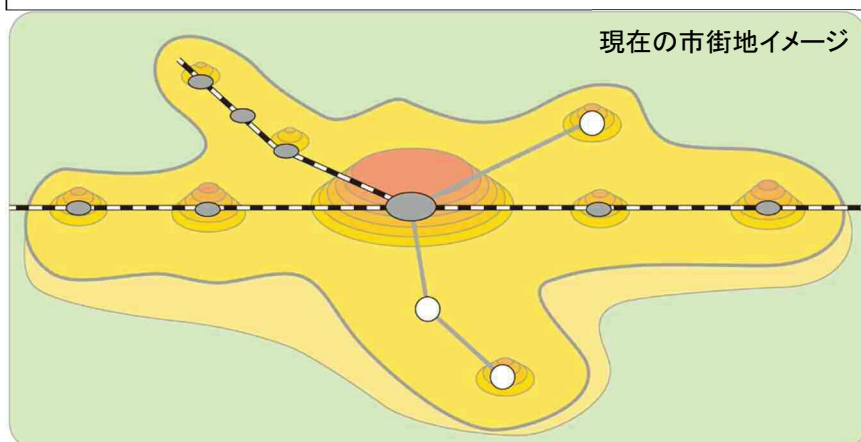
5 分野別の基本方針

6 計画の実現に向けて

参考資料

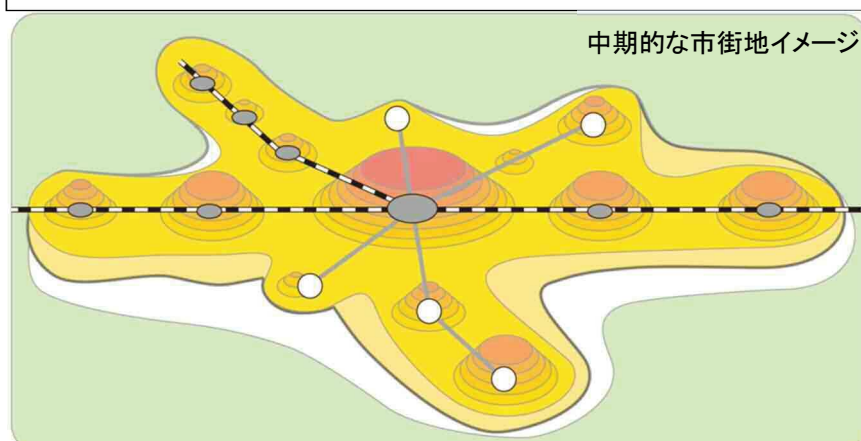
■ 時間軸を考慮した都市の誘導イメージ

「人口減少社会を見据えた都市づくりの始まり」（現在）



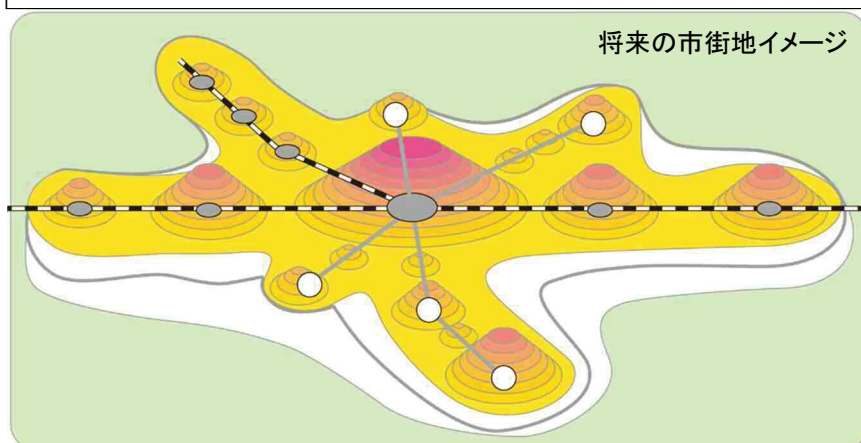
空き家の増加や公共交通の衰退など様々な課題が徐々に浮上しています。
現状を共有し、将来都市像の実現へ向けた、都市づくりを始めます。

「将来都市像の実現へ向けた骨格づくり」（転換期）



社会情勢の変化を踏まえながら、公共交通施策と連動して、民間開発を適切に誘導するなど、都市の形を徐々に転換していきます。

『人とまちが健幸で、持続的に発展する交流拠点都市 岡山』（将来都市像）



拠点が充実し、公共交通を中心としたコンパクトでネットワーク化された都市構造により、人口減少下でも便利で活力のある都市を実現します。

(3) マスタープランの評価と見直し

マスタープランは、21世紀中頃を念頭に描きながら、目標年次を概ね20年後の令和20年度(2038年度)とする中・長期的な計画であることから、上位・関連計画や立地適正化計画等による評価の状況、国勢調査や都市計画基礎調査等の各種統計データ、市民意識調査等のアンケート調査などを用いて、概ね5年ごとを目途に総合的な評価・検証を行うこととします。

また、評価・検証の結果、本市を取り巻く社会経済情勢の変化、関係法令の改正、上位・関連計画の見直しなどを踏まえて、必要に応じてマスタープランの見直しを行います。

■ 定量的な評価指標例

目標① 中四国の広域交流拠点を目指した都市づくり

視 点	評価指標例
<ul style="list-style-type: none"> ●中四国の発展をリードする拠点都市 ●市域全体の発展をけん引する都心 	総人口、製造品出荷額、卸売・小売業販売額、観光入込客数、都心の人口・歩行者交通量・使用容積率、JR岡山駅の乗降客数など

目標② 各地域の拠点を中心としたコンパクトでネットワーク化された都市づくり

視 点	評価指標例
<ul style="list-style-type: none"> ●公共交通を軸としたコンパクトでネットワーク化された都市 ●生活の質が高く活力あふれる都市 ●環境と調和した魅力ある地域 	人口集中地区(DID)人口密度、基幹的公共交通路線の徒歩圏人口、市街化区域内の人口比率、空き家率、市街化調整区域の開発許可件数など

目標③ 誰もが移動しやすい都市づくり

視 点	評価指標例
<ul style="list-style-type: none"> ●人と環境にやさしく、誰もが移動しやすい都市 ●人やモノの交流や流通の活性化 ●人中心の歩きたくなる都市 	代表交通手段分担率、鉄道・路線バス等の利用者数、主要渋滞箇所数、都市計画道路・環状道路の整備率、健康寿命など

目標④ 水と緑にあふれた美しく風格ある都市づくり

視 点	評価指標例
<ul style="list-style-type: none"> ●水と緑を感じられる暮らし ●歴史・文化などを感じられる心豊かな暮らし 	都市公園面積、自然的土地利用の面積、耕作放棄地の面積、汚水処理人口普及率、温室効果ガス排出量など

目標⑤ 安全・安心で暮らしやすい都市づくり

視 点	評価指標例
<ul style="list-style-type: none"> ●災害に強く、安全・安心に暮らせる都市 ●誰もが暮らしやすい都市 	住宅・建築物等の耐震化率、火災の発生件数、交通事故件数、高齢者の居住する住宅の一定のバリアフリー化率、ノンステップバスの導入率など

目標⑥ 市民との協働による都市づくり

視 点	評価指標例
<ul style="list-style-type: none"> ●協働による住みよい・住みたいまち ●地域づくり活動や交流が活発なまち 	地区計画策定地区数、生活交通導入地区数、パークマネジメントプラン策定公園数、自主防災組織率など

参考資料

- 1 策定経過
- 2 用語解説

1 策定経過

マスタープランの改定にあたっては、岡山市都市計画審議会の下部組織として学識経験者により構成された「岡山市都市計画マスタープラン検討部会」を設置し、素案づくりを進めるとともに、市議会での審議やパブリックコメントにより市民意見をいただきながら、策定を進めました。

■ 策定経過

	会議等	審議内容等
平成 29 年 11 月 28 日	市議会建設委員会	見直し作業の開始報告
平成 30 年 5 月 24 日	第 1 回都市計画審議会	改定案の策定について諮問 マスタープラン検討部会の設置 現状と動向について
6 月 8 日	市議会建設委員会	現状と動向について
6 月 29 日	市議会建設委員会勉強会	現状と動向について
8 月 9 日	第 1 回都市計画 マスタープラン検討部会	第 5 章 1. 土地利用の方針まで
8 月 30 日	市議会建設委員会	第 5 章 1. 土地利用の方針まで
10 月 16 日	第 2 回都市計画 マスタープラン検討部会	改定素案
11 月 19 日	第 3 回都市計画 マスタープラン検討部会	改定素案
11 月 28 日	市議会建設委員会	改定素案
12 月 19 日	第 2 回都市計画審議会	改定素案（改定原案として承認）
平成 31 年 1 月 7 日～2 月 6 日	パブリックコメント	改定原案 ・意見提出人数 40 人 ・意見項目総数 93 件
2 月 19 日	市議会建設委員会	パブリックコメント結果報告
3 月 20 日	第 3 回都市計画審議会	改定案の答申
4 月 1 日	岡山市都市計画マスタープランの改定	

■ 岡山市都市計画審議会委員名簿

分野	氏名	職業
学識経験のあるもの (7人以内) 【7人】	あべ ひろふみ 阿部 宏史 ◎	岡山大学大学院教授
	しみず とみえ 清水 富江 ○	岡山商工会議所女性会理事(～平成30年6月30日)
	きのした いくこ 木下 育子 ○	岡山商工会議所女性会副会長(平成30年7月1日～)
	くろだ えいざぶろう 黒田 栄三郎 ○	岡山市第一農業委員会会長
	はしもと せいじ 橋本 成仁 ○	岡山大学大学院准教授
	いけだ ちあき 池田 千明 ○	岡山弁護士会弁護士
	にかいどう ゆうこ 二階堂 裕子 ○	ノートルダム清心女子大学教授
	ながとみ まり 永富 真理 ○	岡山県建築士会教育・事業委員会委員長 (～平成30年6月30日)
	しまだ えいこ 嶋田 詠子 ○	岡山県建築士会副会長(平成30年7月1日～)
市議会議員 (7人以内) 【7人】	いその まさお 磯野 昌郎	岡山市議会議員
	いそたに かずゆき 磯谷 和行	〃
	まつしま しげつな 松島 重綱	〃
	よしもと けんじ 吉本 賢二	〃
	なんば みつる 難波 満津留	〃
	たなか のぞみ	〃
	たかはし ゆうだい 高橋 雄大	〃
関係行政機関若しくは岡山県の職員又は岡山市の住民 (6人以内) 【6人】	さかい やすひろ 坂井 康宏	農林水産省中国四国農政局長(～平成30年9月30日)
	おおaura ひさのり 大浦 久宜	〃 (平成30年10月1日～)
	かわさき しげのぶ 川崎 茂信	国土交通省中国地方整備局長(～平成30年9月30日)
	みづたに まこと 水谷 誠	〃 (平成30年10月1日～)
	なかむら ゆきとし 中村 幸利	岡山県警察本部交通部長(～平成31年2月28日)
	にしむら たかお 西村 隆男	〃 (平成31年3月1日～)
	ムラカミ ヨシコ	市民(～平成30年6月30日)
	たくち かずこ 田口 一子	〃 (平成30年7月1日～)
	くらた ゆきこ 倉田 由紀子	〃
	さかもと あきこ 坂本 安輝子	〃 (～平成30年6月30日)
	いしい のりこ 石井 範子	〃 (平成30年7月1日～)

○：岡山市都市計画マスタープラン検討部会メンバー

◎：岡山市都市計画審議会会長、兼岡山市都市計画マスタープラン検討部会部会長

1 はじめに

2 現状と動向

3 都市づくりの課題

4 都市づくりの基本方針

5 分野別の基本方針

6 計画の実現に向けて

参考資料

岡山市都市計画審議会条例・同規則

◆岡山市都市計画審議会条例

平成12年3月22日 市条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第77条の2第3項の規定に基づき、岡山市都市計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1) 学識経験のある者 7人以内

(2) 市議会議員 7人以内

(3) 関係行政機関若しくは岡山県の職員又は岡山市の住民 6人以内

2 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、任期満了後であっても、新たに委員が任命されるまでは、その職務を行うものとする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 審議会に、会長を置き、学識経験のある者として任命された委員のうちから委員の選挙によりこれを定める。

2 会長は、審議회를代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第5条 審議会の会議は、会長が必要に応じ招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 関係行政機関の職員又は岡山県の職員のうちから任命された委員に事故があるときは、当該委員が指名する当該行政機関又は岡山県の職員が、当該委員に代わって会議に出席し、議決に加わることができる。

5 会長は、必要に応じ、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 審議会は、専門の事項を調査し、及び審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、審議会の委員のうちから会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会に事故があるとき又は欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

6 部会の調査審議が終了したときは、部会長は、その結果を審議会に報告しなければならない。

7 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年市条例第34号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

◆岡山市都市計画審議会条例施行規則

平成12年3月22日 市規則第45号

(趣旨)

第1条 この規則は、岡山市都市計画審議会条例(平成12年市条例第3号。以下「条例」という。)第7条の規定に基づき、岡山市都市計画審議会の運営について必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 会長(部会にあっては、部会長。以下同じ。)が会議を招集するときは、会議の日の3日前までに日時、場所及び議題を委員に通知するものとする。ただし、緊急をやむを得ない場合は、この限りでない。

(会議の非公開)

第3条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、会議を公開しないことを出席委員の過半数をもって決定したときは、この限りでない。

- (1) 岡山市情報公開条例(平成12年市条例第33号)第5条各号に該当すると認められる情報を含む事項を審査する場合
 - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事進行に著しい支障を生ずると認められる場合
- 2 公開されない会議の議事録は、公表しない。

(議場における秩序の維持)

第4条 会議中における発言は、すべて議長の許可を受けなければならない。

- 2 議長は、議場が騒然として整理することが困難であると認めるときは、会議を閉じ、又は中止することができる。

(代理出席)

第5条 条例第5条第4項の規定により関係行政機関又は岡山県の職員のうちから任命された委員の代理の職員が出席する場合には、当該委員は代理出席届(別記様式)を会長に提出しなければならない。

(議事録の作成)

第6条 会長は、会議が終了したときは議事録を作成し、会長の指名した委員2人の署名を受けるものとする。

(傍聴)

第7条 会議を傍聴しようとする者(以下「傍聴人」という。)は、議長の許可を受けなければならない。

- 2 傍聴人は、傍聴席においては、会議の言論に対する賛否の表明、拍手、私語、談笑等会議の妨げとなるような行為をしてはならない。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会及び部会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会及び部会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成15年市規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年市規則第24号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

2 用語解説

あ行

ICT

Information and Communication Technology の略称。「情報通信技術」と訳され IT の「情報技術」に加えて、情報の伝達「コミュニケーション」を含めた言葉。

空き家情報バンク

空き家に関する情報を登録し、空き家の利用を希望する方に情報提供を行うことで、空き家を有効に活用する制度。

アセットマネジメント手法

社会資本（インフラ）を長期的な視点に立って、効率的かつ効果的に管理・運営する体系化された手法。

ESD

Education for Sustainable Development（持続可能な開発のための教育）の略称。現代社会の抱える環境、人権などの課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、持続可能な社会を創造していく新たな価値観や行動を生み出すことを目指す学習や活動。

e コマース (Electronic Commerce)

「電子商取引」を示し、インターネット上で行われる商品やサービスに関する取引・決済等を指す。

インバウンド

外国人の訪日旅行のこと。

NPO

Non-Profit Organization 又は、Not-for-Profit Organization の略称で、収益を得ることを目的とせず様々な社会貢献活動を行う団体の総称。

LRT

Light Rail Transit（軽量軌道交通）の略称。低床式車両の活用や軌道・電停の改良による乗降の容易性、定時性、速達性、快適性などの面で優れた特徴を有する次世代の軌道系交通システム。

温室効果ガス

二酸化炭素、メタン、フロン類等、赤外線を吸収し、再び放出する性質を持つ気体の総称。これらの気体は、太陽の光で暖められた地表から放出される赤外線を吸収し、地球表面付近の大気を暖める「温室効果」をもたらす。

か行

開発許可制度

市街化区域及び市街化調整区域の区域区分を担保し、良好かつ安全な市街地の形成と無秩序な市街化の防止を目的とした制度。良質な宅地水準を確保するための技術基準と、市街化調整区域では許可できる開発行為の類型を限定する立地基準からなる。市街化区域においては 1,000 m²以上、市街化調整区域においては全ての開発行為について原則として許可を要することとなっている。

合併処理浄化槽

水洗トイレからの汚水（し尿）と台所、風呂、洗濯排水等の生活雑排水を、微生物の働きなどを利用して処理し、きれいな水にして放流する設備。

環境影響評価制度（環境アセスメント）

開発事業の実施に当たり、事業者があらかじめその事業に係る環境への影響について、事前に十分な調査、予測及び評価を行い、その結果に基づいて環境保全について適正に配慮しようとするもので、環境悪化を未然に防止

し、持続可能な社会を構築していくための制度。

義務的経費

支出が義務的で任意に縮減できない性質の経費のこと。地方公共団体の歳出のうち、人件費、公債費、扶助費が義務的経費とされる。

緊急輸送道路

地震防災対策特別措置法に基づき指定された、震災時に避難や救急・消火活動、緊急輸送などを円滑に行うための高速自動車道、一般国道及びこれらを連絡する幹線道路、並びにこれらの道路と知事が指定する防災拠点間を相互に連絡する道路のこと。

区域区分（線引き）

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を「市街化区域」と「市街化調整区域」に区分する制度。昭和43年の都市計画法改正により導入され、「線引き制度」とも呼ばれる。

グローバルゲートウェイ

国際的な空港や港湾など、世界各国と結ばれた空や海の玄関口のこと。

光化学オキシダント

自動車や工場などから排出された窒素酸化物と炭化水素が大気中で太陽の紫外線を受けて光化学反応を起こし、二次的に生成される酸化性物質の総称。目のチカチカ、喉の痛み、植物への被害などの影響がみられる。

合計特殊出生率

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生涯の間に産むとしたときの子どもの数に相当する。

高次都市機能

商業・業務、教育・文化、福祉・医療などの都市機能のうち、日常生活の圏域を越えた広

範囲の人々を対象として、質の高いサービスを提供する機能のこと。

工場立地法

工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするため、工場立地に関する調査の実施、工場立地に関する準則等の公表、これらに基づく勧告・命令等を行うことにより、国民経済の健全な発展と国民の福祉の向上に寄与することを目的とした法律。

交通結節点

鉄道の乗継駅、道路のインターチェンジ、自転車から徒歩やそのほか交通機関に乗り換えるための停車・駐車施設、また鉄道とバスなどの乗換えが行われる駅前広場のように交通導線が集中的に結節する箇所。

高度経済成長

1960年代に日本の経済成長率が年平均10%を越え、急速な経済成長を遂げたことをいう。

コージェネレーションシステム

発電時の廃熱などを用いて、電力と熱を供給し、エネルギーの効率的利用を図るシステム。

50戸連担制度

市街化調整区域において、市街化区域と隣接・近接して一体的な日常生活圏を構成し、概ね50以上の建築物が連担している地域で、一定の条件を満足する場合に開発行為を認める制度。開発許可制度の立地基準の一つ。
(都市計画法第34条第11号)

コミュニティバス

地方公共団体の技術面・費用面での支援のもとで、地域住民や事業者等が主体となって、計画・運行・運営するバス。

コンベンション

特定の目的で多数の人が集まること。会議、学会、見本市、展示会、博覧会、スポーツ大会、発表会など。

1 はじめに

2 現状と動向

3 都市づくりの課題

4 都市づくりの基本方針

5 分野別の基本方針

6 計画の実現に向けて

参考資料

災害時受援計画

大規模災害時に、市単独での対応が困難な場合に、国や他都市等からの人的・物的支援を円滑に受け入れるための計画。

市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域で、既に市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。

市街地再開発事業

市街地内の老朽木造建築物が密集している地区等において、細分化された敷地の統合、不燃化された共同建築物の建築、公園、広場、街路等の公共施設の整備等を行うことにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る事業。

市債

長期間にわたって多くの市民が利用する施設の整備に多額の費用が必要な場合に、市が政府・地方公共団体金融機構・銀行などから調達する長期的な借入金のこと。

自然公園法

優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養および教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的として制定された法律。

指定管理制度

公共施設の管理を、地方公共団体が指定する者が行う制度。施設管理に民間の能力を活用

することで、住民サービスの向上や経費節減等を図ることを目的として導入されている。

市民農園

都市住民がレクリエーションとしての自家用野菜・花の栽培、高齢者の生きがづくり、児童・生徒の体験学習等の多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園のこと。

市民緑地制度

民有の緑の保全や活用推進を目的に、土地等の所有者と地方公共団体などが契約を結んで、地域の人々に公開する緑地または緑化施設を設置・管理する制度。

社会資本ストック

国や地方公共団体等が産業や生活の基盤として整備した道路、公園、下水道、河川などのこと。

修景整備

元来は造園上の用語で庭園美化などを意味するが、近年は建築物や公共施設の形態・意匠・色彩を周囲のまちなみに調和させることやストリート・ファニチャーの配置など、都市計画的な景観整備一般を指す。

住宅セーフティネット

経済的な危機に陥っても最低限の安全を保障する社会的な制度や対策の一環として、誰でも住宅を確保できる環境を整える社会的な仕組み。

集約型都市構造

市街地の無秩序な拡大を抑制し、地域の拠点や公共交通にアクセスしやすい場所に、居住機能、医療・福祉等の生活サービス機能等を集積させた持続性の高い都市の構造。

循環型社会

廃棄物の発生を抑制し、資源の循環的利用、及び適正な処分により、天然資源の消費を抑

制し、環境への負荷が低減される社会。

新耐震基準（旧耐震基準）

建築物の設計において適用される地震に耐えることのできる構造基準で、1981（昭和56）年6月1日以降の建築確認において適用されている基準を新耐震基準という。また、それ以前の基準を旧耐震基準という。

森林法

森林の保護・培養と森林生産力の増進を目的として、森林計画、保安林、その他の森林に関する基本的事項を定めた法律。

水源涵養

森林の土壌が降水を貯留して河川へ流れ込む水量を平準化し、洪水の緩和や河川流量を安定させる機能。また、雨水が森林の土壌を通過することによる水質の浄化機能等のこと。

スプロール

都市や市街地が無秩序、無計画に郊外に拡大していくこと。

スマートエネルギー

低炭素型の都市を実現するため、「省エネルギー」を徹底して賢く使うとともに、太陽光発電システム等で生み出す「創エネルギー」や、蓄電池や電気自動車等でためる「蓄エネルギー」などを総合的に進め、エネルギー利用の最適化・効率化を図ること。

スマートコミュニティ

地域社会がエネルギーを消費するだけでなく、つくり、蓄え、賢く使うことを前提に、地域単位で統合的に管理する社会。

生活交通

路線バスが廃止されるなど、公共交通が不便な地域における地域住民の買い物や通院等の日常生活に必要な移動手段で、コミュニティバスや乗合タクシー等がある。

総合設計制度

都市計画で定められた制限に対して、建築基準法で特例的に緩和を認める制度。交通、安全、防火、衛生等の点で支障がなく、市街地の環境整備に資すると認める建築物について、容積率や高さの制限に特例許可を与えるもの。

た行

大街区化

土地の高度利用を進めるため、複数の街区に細分化された土地を集約すること。敷地を統合して一体的に利用するだけでなく、街区を構成する区画道路の配置や構造を再編し、良好な都市環境を形成することが可能となる。

地域公共交通網形成計画

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき、地域にとって望ましい公共交通網の姿を明らかにするマスタープランとして、地方公共団体が策定する計画。まちづくりと連携し、面的な公共交通ネットワークを再構築するために実施する施策等を記載する。

中山間地域

農林統計に用いる農業地域類型の中間農業地域と山間農業地域の総称。地理的・社会的条件などが不利なため、人口減少や高齢化が進行している。

超高齢社会

高齢者の人口割合が高くなった社会。国際連合の定義によると、65歳以上の人口割合が総人口の7%を超えると「高齢化社会」、14%を超えると「高齢社会」、21%を超えると「超高齢社会」という。

超小型モビリティ

自動車よりコンパクトで小回りが利き、環境性能に優れ、地域の手軽な移動の足となる1人～2人乗り程度の車両をいう。

1はじめに

2現状と動向

3都市づくりの課題

4都市づくりの基本方針

5分野別の基本方針

6計画の実現に向けて

参考資料

低未利用地

適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間に渡り利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度（利用頻度、整備水準、管理状況など）が低い「低利用地」の総称。

投資的経費

支出の効果が単年度また短期的に終わらず、固定的な資本の形成に使われる経費のこと。地方公共団体の歳出のうち、普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費が投資的経費とされる。

都市計画基礎調査

都市計画に関する基礎調査。都市計画法では、概ね5年ごとに、都市計画区域における人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量などについて、現況及び将来の見通しを調査することとされている。

都市計画区域

自然的・社会的な条件や人口・土地利用・交通等の現況及び推移を勘案し、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域として、都市計画法に基づき、都道府県知事が国土交通大臣の同意を得て指定する。都市計画区域内では、開発許可や建築確認が必要となり、建築基準法の集団規定（用途地域、建ぺい率、容積率、接道義務、日影規制等）が適用される。

都市計画区域マスタープラン

都市計画法第6条の2に基づく「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の別称。都市計画区域マスタープランには、「区域区分の決定の有無及び当該区域区分を定めるときはその方針」を定めるとともに、「都市計画の目標、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針」を定めるよう努めるとされている。

都市計画事業

国土交通大臣又は都道府県知事の認可、承認を受けて行われる都市計画施設の整備に関する事業及び市街地開発事業をいう。

都市公園

都市公園法で規定される公園または緑地のこと。地方公共団体が都市計画施設として設置するもの及び都市計画区域内に設置するもの、又は、国が設置するものがある。また、その機能、目的、利用対象等によって、(1)住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）、(2)都市基幹公園（総合公園、運動公園）、(3)大規模公園（広域公園、レクリエーション都市）、(4)国営公園、(5)緩衝緑地等（特殊公園、緩衝緑地、都市緑地、緑道）に区分されている。

都市災害

都市における災害のことで、一般的には災害の被災規模が都市的スケールの場合に用いられる。都市のあり方そのものが被災規模を拡大させる場合や、人口や施設が集中している都市部に起こる多様な災害を都市災害と総称している。

都市再生緊急整備地域

都市の再生の拠点として、都市開発事業などにより緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域であり、「都市再生緊急整備地域を定める政令」で定める地域のこと。

都市施設

都市施設には、①道路・駐車場などの交通施設、②公園等の公共空地、③上下水道・ごみ焼却場などの供給施設又は処理施設、④河川・運河その他の水路、⑤学校などの教育文化施設、⑥病院等、⑦市場・火葬場等、⑧一団地の住宅施設、⑨一団地の官公庁施設、⑩流通業務団地などがあり、このうち都市計画決定されたものを都市計画施設という。

都市農業振興基本法

都市農業の安定的な継続を図るとともに、多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することを目的とする法律。

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

土砂災害防止法に基づき、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずる恐れがあると認められる土地の区域で、警戒避難体制を特に整備すべき「土砂災害警戒区域」と、さらに建築物の構造規制などを行う「土砂災害特別警戒区域」がある。

都市緑地法

都市において緑地を保全するとともに緑化を推進することにより良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とする法律。

土地区画整理事業

土地区画整理法に基づき、公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図るため、土地所有者等から土地の一部を提供してもらい（減歩）、それらを活用して道路・公園などの公共施設を整備するとともに、宅地を整形化するなど、土地の区画形質を変更する事業のこと。

トラフィックゾーンシステム

都心部をいくつかの小地区（トラフィックゾーン）に分け、それぞれの地区への自動車の出入りは外周の道路から行い、地区間の移動を制限することによって、地区内を通過する自動車を抑制し、歩行者優先の区域とするシステム。

な行

南海トラフ巨大地震

フィリピン海プレートがユーラシアプレートに沈み込む境界にある溝状の地形である「南海トラフ」（駿河湾から日向灘沖）及びその

周辺区域を震源とする東海、東南海、南海地震、その他の地震が連動して発生する大規模な地震。

農業集落排水

農業用排水路などの公共用水域の水質を保全するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水を処理する比較的小規模な下水道施設のこと。

農地法

耕作者の地位の安定と国内の農業生産の増大を図り、食料の安定供給の確保に資することを目的として定められた法律。農地を農地以外のものにすること（＝農地転用）の規制や農地の利用関係などについて規定されている。

は行

パーク&ライド・バスライド

通勤等において、自動車から鉄道やバスへの乗り継ぎを促進する仕組みで、駅やバス停の近くに駐車場を配置し、自動車から鉄道やバスに乗り換えて目的地に向かうシステム。

パークマネジメント

公園の特性や利用者のニーズに対応した公園の利活用を進めるため、行政主導ではなく、市民、NPO、企業等と連携して、公園の整備や管理、運営を行う手法のこと。

排出量削減制度（J-クレジット制度など）

日常生活や企業等の活動で、どんなに努力をしても発生してしまう二酸化炭素を、森林による吸収や省エネ設備への更新により創出された他の場所の削減分で埋め合わせをする考え方のもと、二酸化炭素の排出量を債権（クレジット）化し、取引する制度。

ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難経路、避難

場所などの防災関係施設の位置等を表示した地図。

ピクトサイン

情報や注意を示すために表示される視覚記号（マーク）のこと。

防火・準防火地域

市街地において、建築物の耐火性能を向上させることにより火災による危険を防除し、損害の軽減を図るために定める地域。

防災公園

災害時に復旧・復興拠点や復旧のための生活物資等の中継基地等となる防災拠点、周辺地区からの避難者を収容し生命を保護する避難地等として機能する公園。

保存樹制度

快適な環境づくりや都市の美観風致を維持するため、「岡山市環境保全条例」・「岡山市環境保全条例施行規則」に基づき、所有者からの申請により、基準に該当する樹木・樹林を保存樹・保存樹林に指定する制度。

ボトルネック交差点

右折レーンが無いなど、交差点の容量不足によって、著しい渋滞が発生している交差点。

ま行

モータリゼーション

乗用車が市民に広く普及し、生活必需品化すること。「車社会化」とも表現される。

モビリティマネジメント

渋滞や環境、個人の健康等の問題に対する意識を醸成することにより、一人ひとりの移動（モビリティ）が、過度な自動車利用から公共交通や自転車の利用に切り替わるよう促す交通施策。

や行

優良農地

一団のまとまりある農地や農業基盤整備事業の対象となった農地等の良好な営農条件を備えている農地。

ユニバーサルデザイン

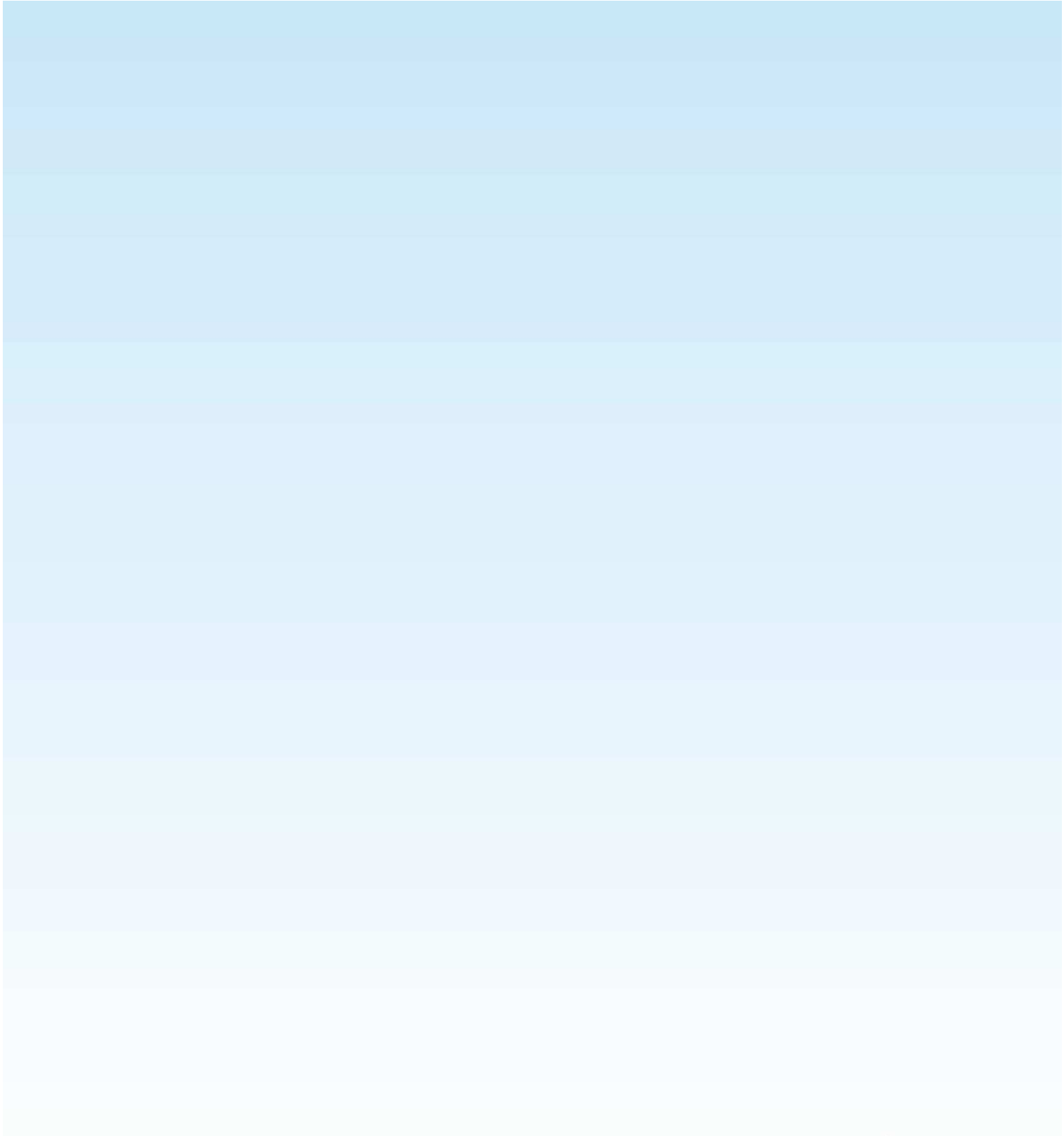
年齢、性別、能力、国籍などにかかわらず、すべての人にとって安全・安心で、利用しやすいように、都市や生活環境、製品などをデザインするという考え方。

ら行

緑化協定

都市の良好な環境を確保するため、土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度。（都市緑地法では緑地協定と呼ぶが、旧・都市緑地保全法では緑化協定と呼ばれていた。）

<白紙>



岡山市都市計画マスタープラン
平成31年(2019年)4月 策定
編集・発行 岡山市都市整備局都市・交通部都市計画課
〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号
Tel : 086-803-1372 Fax : 086-803-1741